障がい福祉だより

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します

vol.4

難病について

指定難病について

平成 27 年 1 月 1 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が施行され、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。令和元年 7 月から医療費助成制度の対象疾患は 333 疾患に拡大しています。申請等につきましては、長崎県のホームページをご確認ください。

障害者総合支援法の対象疾患について

難病患者の方も、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) に定める障がい福祉サービス等の対象です。対象となる難病は、令和元年 7 月から 361 疾患となっています。障がい福祉サービスについては、障がい福祉課までお問い合わせください。

相談機関について

長崎県難病連絡協議会（難病連）県北支部ができました。難病のことについて、ご本人・ご家族・支援者の方々のご相談に対応しています。また、毎月第 3 土曜日（13：30 ～ 15：00）には、難病カフェを開催しております。お気軽にご相談ください。

相談機関

長崎県国保・健康増進課	佐世保市障がい福祉課	長崎県難病連絡協議会　県北支部
☎095-824-1111	☎0956-24-1111	☎090-5296-7235
長崎市尾上町 3-1	佐世保市高砂町 5-1	佐世保市栄町 4 番 11 号 サンクル 1 番館 2 階 月～金（10:00～15:00）

放課後等デイサービスについて

・子どもの特性に合った療育を受けさせたい
・他者との関わり方等社会性を身につけてほしい

障がいのある児童を対象としたサービス「放課後等デイサービス」があります！

放課後等デイサービスとは

・児童福祉法による障がいのある児童を対象としたサービスです。
・放課後や休日、長期休暇等を利用して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象児：以下のいずれかに該当する 18 歳までの就学中の方】

・医師の意見書、診断書のある方
・障がい者手帳を取得している方
・特別児童扶養手当対象の方

ご利用までの流れ

①相談支援事業所へ相談（利用計画の作成）市のホームページや窓口に事業所一覧があります。
▶
②作成した利用計画を市へ申請し、「通所受給者証」を受け取ります。
▶
③利用する放課後等デイサービス事業所と契約を結び利用開始になります。

障がい者関係団体を紹介します



佐世保市肢体障害者協会

先輩たちが障がい者の豊かな暮らしを求め立ち上げてから５０数年。現在は、約２００名の様々な身体障がい者の会員が在籍しています。

会の目的は会員間の交流親睦、障がいの情報交換、ピアカウンセリング、共生社会に向けての各機関への提言などです。

自分達のペースで楽しんで学び、出かける行事（ドライブハイキング、イチゴ狩り）ハンドベル、カラオケ、パソコン、料理など一年を通して実施しています。事務所は三ヶ町アーケード内福祉活動プラザです。

ぜひお立ち寄りください。

連絡先：☎0956-24-6992　月～金 10:00～15:00



ろうあ者相談員 武富です

春に使える手話を紹介します。

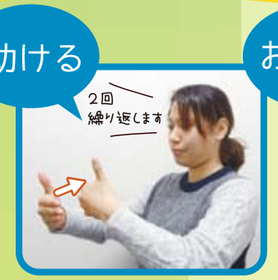






ろうあ者相談員とは

地域で暮らしている聞こえない人の困りごとを聞いたり、解決の支援をするための同じ障がい (聴覚) を持つピアカウンセラーです。聞こえない子を持つ親や聞こえない人が働く職場の方など、聞こえない人に係る様々な方の不安や悩みの相談も受けています。





ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークとは

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、または難病の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が身につけることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



▲ヘルプマーク

ヘルプカードとは



「ヘルプカード」とは、障がいのある人など支援や配慮を必要としている人が携帯しておき、日常生活での困った際、災害時や緊急時などに周囲の人に提示することで、必要な支援や配慮を伝えるためのカードです。

ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけた人へのお願い

●電車、バスの中で席をお譲りください。

外見では健康にみえても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。

●駅や商業施設などで声をかけるなど配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。

配付場所：障がい福祉課、各支所、宇久行政センター

障がい福祉だより
vol.4　2020 年 4 月特集号

〒857-0042 佐世保市高砂町５番１号
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL:0956-24-1111（代表）　FAX:0956-25-2281
ホームページ : http://www.city.sasebo.lg.jp/
メール : syogai@city.sasebo.lg.jp

４月２日は「世界自閉症啓発デー」です

2007 年 12 月の国連総会において、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組を進めるため、毎年４月２日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されました。

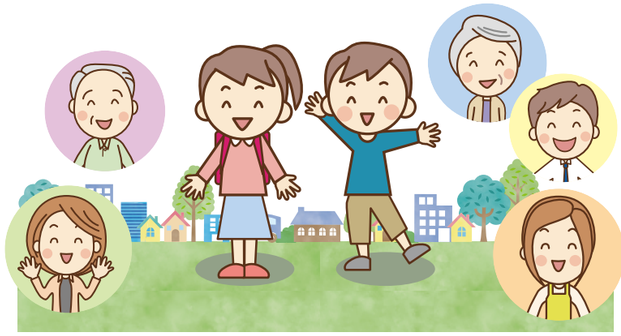
日本でも、毎年、世界自閉症啓発デーの４月２日から８日までの１週間を「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発する活動を行っています。

知っておきたい発達障がい

発達障がいは脳機能の発達に関する生まれつきの障がいです。発達障がいのある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手な人が多い状況です。一般的な常識や暗黙のルールが理解できずに、行動や態度が「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と敬遠されたり、同じ失敗の繰り返しから、本人の努力不足と誤解されがちです。しかし一方では、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくく、生きづらさを抱えている人も少なくありません。

大人の発達障がいは知的な遅れがなく、むしろ高学歴の人が多いという特徴があります。

子どもの頃には気づかれなかったり、目立たなかったのですが、就職、結婚、育児など社会に出てからコミュニケーションがうまくいかない、対人関係でトラブルを起こすなど、社会生活の中で問題が表面化し、相談する場合が増えています。



発達障がいの種類

●自閉スペクトラム症	社会性とコミュニケーションの苦手さがあります。 感覚に対しての過敏さや鈍感さも見られます。
●ＡＤＨＤ （注意欠如多動症）	不注意・多動・衝動性のコントロールが難しい状態です。
●学習障がい	知的な障がいはないのですが、読む・書く・計算するなど特定の事柄が苦手です。

二次障がいとは

発達障がいの人は、周囲の人との関係性や失敗体験の積み重ね等から抑うつ症状や不安障がいになることが見られます。また、ＡＤＨＤの人ではアルコール依存症や買い物依存症なども見られます。こういった症状を「二次障がい」と呼びます。発達障がいのある人すべてが二次障がいを発症するわけではありませんが、ネガティブな体験の積み重なりや、いじめなどの大きな出来事の体験、ストレスへの対処がうまくいかなかった場合などに発症しやすくなります。発達障がいの二次障がいを予防するためには、家族を含めた周囲の人たちの理解や適切な支援が大切です。

相談先
○佐世保市障がい福祉課　☎0956-24-1111
○長崎県発達障害者支援センター　しおさい　☎0957-22-1802　（諫早市）

ひきこもりの理解と支援のために

ひきこもりとは・・・

厚生労働省の定義では、ひきこもりとはさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には 6 カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。

ストレスを上手に解消できず疲れたり、ストレスが大き過ぎて自分の力ではどうにもできなくなるときに、それ以上ストレスをためないように自分以外との接触を制限し、殻に閉じこもって自分を守ろうとします。これがひきこもりと言われる状態で、自分と向き合い、次への一歩を踏み出すエネルギーを蓄えている期間であると言えます。



抱え込まず、まずご相談ください

本人や家族だけで、悩んだり、抱え込まず、早めに相談機関へ相談しましょう。

こんな悩みはありませんか？

不安な事がいっぱいで何から手をつけていいのかわからない

生活するお金がなくて困っている

まず一歩を踏み出したい

同じ体験をしている仲間と出会いたい

仲間と趣味を共有したい

居心地のよい場所をみつけたい

進学や就職をしたい

不安や緊張をやわらげたい

人との関わり方を学びたい

情報や知識を得たい

就職活動のやり方を学びたい

相談機関

佐世保市障がい福祉課
☎0956-24-1111
佐世保市高砂町 5-1

社会福祉協議会
☎0956-23-0265
佐世保市八幡町 6-1

フリースペース ふきのとう
☎0956-25-6222
佐世保市京坪町 8-1　２階

させぼ若者サポート ステーション
☎0956-25-3490
佐世保市松浦町 2-21　２階

家族が孤立しないために

ひきこもり状態にある方を抱える家族を対象に、家族会（あのねの木）を実施しています。ご家族同士の情報交換や交流の場を持ち、ひきこもりについての理解を深め、悩みや不安を軽減し、お互いに支えあうことを目的としていますので、皆さまのご参加をお待ちしております。

日　時	毎月第３水曜日　１０：００～１２：００
場　所	佐世保市福祉活動プラザ（佐世保市栄町４番 11 号 サンクル１番館２階）
対　象	おおむね 16 歳以上の子どもさんを持つ家族で、ひきこもりがちなど対人関係上の問題でお悩みのご家族
内　容	ひきこもりについての学習会や情報提供と家族同士の交流会 NPO 法人　フリースペースふきのとう　☎0956-25-6222